

【別表 1】

国有財産無償貸付状況増減事由用語表

増	減	定義等
新規貸付		新たに貸付契約を締結したとき（追加貸付契約を含む。）。
	貸付終了	貸付期間が満了し、貸付財産が返還されたとき、又は貸付期間中に貸付契約が合意により解除され、貸付財産が返還されたとき。
貸付更新	貸付更新	貸付期間が満了し、引き続き貸付期間を延長したとき。
	貸付解除	貸付財産の全部又は一部について契約を解除したとき（貸付財産の全部又は一部が天災等の不可抗力により滅失き損したために契約が解除されたとき等を含む。）。
（何々）より 所管換	（何々）へ 所管換	法令改正により所管換が行われたとき。
（何々）より 所属替	（何々）へ 所属替	法令改正により所属替が行われたとき。
（何々の） 誤謬訂正	（何々の） 誤謬訂正	無償貸付報告書に計上した件数、数量及び価格について翌年度以降において誤りを発見し、訂正するとき（貸付契約の変更を伴わないものに限る。）。この場合、根拠となる事由用語を冠記する。
（何年度何々の） 報告洩	（何年度何々の） 報告洩	無償貸付報告書に計上すべきものを翌年度以降において発見し、これを報告しようとするとき。この場合、所属年度及び根拠となる事由用語を冠記する。
価格改定	価格改定	価格改定による増減が行われたとき。
端数合算	端数切捨	<ol style="list-style-type: none"> 1 無償貸付報告書に掲げる数量は、全額単位未満のもの及び特に単位未満を存する必要があると認められるものを除き、原則として端数は計上しない。 2 追加貸付したことに伴い、従前の貸付数量の端数と追加貸付数量の端数を合算すると単位数量以上となるときは、単位数量を「端数合算」として計上する。 3 貸付契約の一部を解除し、その数量に端数があり、かつ、変更前の貸付数量の端数からだけでは控除できないときは、「端数切捨」により単位数量を減じたうえ、端数の計算を行う。 4 上記2及び3以外で無償貸付報告書へ端数の計上を必要とする場合は「端数合算」、また無償貸付報告書に計上している端数を切り捨てる必要がある場合は「端数切捨」の事由用語による。 ただし、貸付契約の変更を伴わない場合に限る。

（注） 上記以外の事由により台帳価格のみの増減を必要とする場合は、細則別表第2「国有財産増減事由用語表」に準ずる。